

只見駅前賑わい創出事業 事業者説明会時の質問の回答

只見駅前賑わい創出事業 事業者説明会時にあった質問について次の通り回答します。
飲食サービスの出店内容や形態により扱いが異なりますので事業計画がまとまりましたら、事務局にご相談ください。

質問1 福島県において、1つの食堂を複数の事業者が使用することができるのか？

質問2 質問1で出来ない場合、代表者が営業責任者として県に申請し、その傘下で他の事業者が実施することができるのか？

【回答】

同一許可施設（厨房）に対して複数の事業者が飲食店営業の許可を取得することは、適切な衛生管理が困難になることや事故発生時の原因特定の妨げとなること等を理由に難しい見込みです。

ただし、質問2のとおり、代表となる法人又は個人が営業許可を取得して営業者となり、営業者の監督のもと当該許可施設で複数の事業者が食品を調理提供することは可能と考えられますので、計画内容をもって、南会津保健福祉事務所にご相談いただくことになります。

質問3 1つの食堂を複数の事業者が使用することでの注意点等まとめた資料等があるか？

【回答】

御希望の内容に該当する資料等はありません。

計画内容をもって、南会津保健福祉事務所にご相談いただくことになります。

質問4 町内の消費マインド・消費動向がわかる資料はあるか？

【回答】

インターネットの検索で、福島県 消費購買動向調査 と検索いただければ福島県が調査したエリアごとの消費購買動向がわかる資料が掲載されております。

只見町に限った消費購買動向の資料はございません。

質問5 募集要項の貸借契約に関する記載について

【回答】

募集要項に記載されている「貸借契約」に関する記載については、「賃貸借契約」となりません。

ホームページの募集要項は記載内容を修正します。